

平成 28 年度第 2 回いわき市まちづくり市民会議 議事録

1 日 時

平成 28 年 11 月 9 日（水） 10:00～11:30

2 場 所

市役所本庁舎 3 階 第 3 会議室

3 出席者

別紙のとおり

4 次第・資料

別紙のとおり

5 議 事

(1) 協議事項

公民連携の推進について（「(仮称)いわき市以和貴まちづくり基本条例」について）

(2) その他

6 議事内容

(1) 協議事項

① 公民連携の推進について（「(仮称)いわき市以和貴まちづくり基本条例」について）

発言者	主な発言内容
事務局	資料 1、2 に基づき説明
議長	この条例が制定されれば、これをきっかけにこの以和貴の意味もまた広がっていくのではないかと。1,400 年程前の時代の問題意識と現代の複雑な問題の中で、単なる和ではなく、問題解決のために、一緒に何かをつくっていこうという、共創という概念が定義されている。 説明を聞いてのご意見やご質問はあるか。
委員	平成 27 年度から検討してきたとのことだが、これに類似した資料や条例があったのか。今後、この条例の制定後、どのような部分に位置付けられていくのか。この 2 点について考え方を聞きたい。
事務局	まちづくり全体に関する基本的な考え方を示した条例はこれまではないものである。個別の分野、例えば、防犯に関しては、防犯まちづくり推進条例を制定しているが、公民連携のあり方のようなものを条例として制定するのは今回が初めてである。こういった基本条例については、平成 13 年に北海道のニセコ町が制定して以降、350 を超える市町村が制

	<p>定している。県内では、会津若松市、白河市、南相馬市が制定している。2つ目の質問だが、総合戦略上は、いわき市民総参画プロジェクトがあり、その中で、創生に向けて、本市の公民連携の基本的な考え方を検討するという事になっている。</p>
議長	<p>これから様々な事業を進めていくにあたり、基本的な考え方をここで条例として提示しているという理解である。公共サービスの効率を追求していく中で、基本的には公民連携というのは昔からある。古い言葉では行政改革であり、できる限り低コストでサービスを維持していく中で、例えばPFIなどが入ってきた。従来は、経済効率等が中心だったが、それだけでは足りず、サービスの質や多様性が重要になってきた中で、今回のこの条例の基本的な考え方が出てきたのではないかと。</p>
委員	<p>第2条の定義のところだが、市民の定義で、市民並びに各種団体となっているが、この市民というのが居住者ということになると思うが、避難者が多くいわき市内に住んでいる現状の中で、住民票の有無というのは、問題にしているのか。</p>
事務局	<p>市民と一般的に言ったときに、いわき市に住所を持つ方ということになる。住所の概念については、生活の本拠があるところを民法上の住所としている。したがって、住民票の有無ではなく、法律上は、生活の本拠があればそれが住所となり、地域内の住所を持つ方を住民と言う。避難者については、通常は生活の本拠がこちらにあるため、これを特に規定しなければ、いわき市に生活の本拠を持つ方をいわき市民に含めることが可能である。法律では想定されていないようなことが現状では起きており、原発避難者に関する特例法のようなもので、今の住所の概念は、特別な扱いとしている部分もあるが、この条例上は、いわき市に生活の本拠を持つ避難者の方も市民として含まれる。</p>
委員	<p>他市町村の例を見ると、通勤者や通学者も含めるという定義付けがされている例もあるが、これは今回省くということか。</p>
事務局	<p>今回は、通勤・通学者までは含めなくてもよいかと考えている。</p>
議長	<p>市民には避難者の方は含まれるが、通勤・通学者は含まれないということになる。</p>
委員	<p>まちづくりで、各生活圏域を考えると、中小あるいはNPOも含めて様々なまちづくり団体が存在している。先日、高松の丸亀商店街で講演をしてきて色々なことを考えさせられたが、中小の生活圏域で様々なまちづくり団体が提案をしてくるが、1番の障害となるのが、都市計画に</p>

	<p>関わる法律等となっている。事務所又は事業所を有する法人とその他の団体と規定しているうち、その他の団体がまちづくりをしているため、まちづくりに関わる団体という明記があってもいいのではないか。</p> <p>2つ目として、第5条の市の役割で、共創のまちづくりに関する施策を総合的に策定となっているが、策定しないものはやらないのか。否定的な意見ではなく、新たな案件が生じた場合、迅速に吸い上げて、実施に向けて検討される仕組みづくりについて、文言ではなくても解釈の中に入れていただきたい。まちづくりに関する施策の総合的な計画を立てるのが5年に1回や、3年に1回になっても、1年でやらなければならない案件が生じた場合に、迅速に吸い上げてここで検討していくなど、そういった仕組み作りをしていただきたい。</p> <p>先程も話したが、様々な行政の壁と法律の壁が、まちづくりにとって大きな障害になるということが、丸亀商店街の会長がおっしゃっていた。合法的な取り扱いとして、どう考えていくかということをお聞かせ願いたい。法に関わる調整等や、行政が縦割りの部分を解消してやるという姿勢が表れているということだと解釈していいのか。</p>
議長	<p>3点の質問があった。まず1点目、市民の定義のうち、他の団体の中に、NPO等のまちづくりの中心となる団体があると思うが、そういうまちづくり団体をもっと強調してもいいのではないかとということであったので、まずこの件からお願いしたい。</p>
事務局	<p>定義規定については、まず市民として何も定義しなければ、通常の人を指すということになる。行政以外の主体を全て市民として総称したいという考え方のもとに定義したものあり、並びに以下については、市内に事務所または事業所を有するということを条件として、その他については、例示列举の後に付けているものであり、団体一般をすべて含めるもの。事務所または事業所を市内に有するという要件の規定が中心的な定義となっており、ここにどういった性格の団体があるかという規定は、条例上の定義規定としては難しい。したがって、この後の質問にも関わると思うが、いずれにしても逐条解説も作成していこうと考えているため、その中で様々な主体が、まさに共創の実現のためにも頑張っていたいただきたいと思っており、逐条解説の中で今の考え方を反映させていきたい。</p>
委員	<p>大変難しい解釈で、混乱を生じさせる反社会的な要因を持った団体のもここに入って色々言われてしまうと、交通整理も大変だと考えた。そういった部分もあり、解説等でもいいが、明確な棲み分けをして、反社会的な団体は排除するという事も文言の中に織り込んでもらいたい。</p>
事務局	<p>今回は基本条例のため、まちづくりを共創という形でやっていくとい</p>

	<p>う基本的な理念条例としての位置付けである。したがって、例えば、反社会勢力に係るまちづくりのあり方については、暴力団排除条例とか、個別のそれぞれの条例の中でそれぞれ規定を持っているので、反社会的な勢力を念頭に置いて、特に規定するというのは、若干、理念的な基本条例としては馴染みにくいと考える。</p>
議長	<p>2点目の質問は、市の役割で、施策を総合的に策定しとあるが、より迅速・柔軟にというニュアンスの表現にできないかということについてだったと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>ご質問の趣旨は理解したが、文言上、反映できるかどうかは、もう少し時間をいただいて検討したい。</p>
委員	<p>文言というよりは、3年に1回しか改定が行われない計画の中に位置付けないから、事業を実施しないというのではなく、そこを緊急的に市民会議等を活用するなどして、スムーズに事業実施できるような仕組みづくりをしていただきたいという要望である。</p>
事務局	<p>考え方としては、先程申し上げたとおり、逐条解説の中にそういう考え方を書き込めるようにしたい。</p>
議長	<p>3点目が、積極的に支援するということに、色々な法律的な問題があるという点についてはどうか。これも考え方ということでもいいか。</p>
委員	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>これは理念条例で、聖徳太子の十七条の憲法をベースにしているということで、なかなか面白い発想だと思う。 質問だが、先程、逐条解説を作る予定ということだったが、法律で言えば、施行令や施行規則のような、引用規則といったものを作る予定はあるのか。</p>
事務局	<p>今回の条例に関しては、施行規則のようなものはなくていいかと思う。個別の政策分野については、個別の条例や規則といったものに具体化されている。</p>
委員	<p>全体的なことだが、まちづくりに携わっていて、市民から声があがる地域と、声を出せない地域もあると思う。例えば、まちづくり団体というのは昔からあって、ある程度活動はしているだろうが、そうではない方はどう拾っていくのか。例えば、声を出さなければ何もしないという</p>

	<p>ことはないと思うが、そういう団体や声があがりにくい地域も、いわき市は大きいためあると思う。特に、PTAをやっていると、学校の統廃合等の話が出てきた場合に、このような問題が出てくるが、そのフォローというか、この条例に載っていないなくても別な部分で何かあるのかお聞きしたい。</p>
議長	<p>この件は、事務局だけでなく委員の方からもご意見があればお願いしたい。明星大学では、地域連携型のPBL等で、大学の方から、地域の課題を探しにいくというようなことは、これから力を入れていこうとしている。いわきアカデミアでも、特に青少年が地域課題に興味を持つという所に力を入れようとしている。今の質問に対し、皆さんから何かアイデアはあるか。</p>
委員	<p>四倉町の新町という所は津波の被害を受けたので、ここをこうしてほしいとか、ここは区画整理してほしいという声は上げられる。そういう想定はできると思う。また、中山間地域の限界集落に近い部分の方々も、やはりできないということもあると思う。このように想定される部分を皆さんと知恵を絞って、例を挙げながら想定していくのがいいと思う。PTAや、30代、40代中心の方々の団体もあるので、様々な想定される団体を考えていく。さらに、地域住民のがこうしてほしいという隠れたニーズをどうやって拾い上げていくかということを考えるのも必要である。</p>
議長	<p>隠れたニーズの吸い上げは難しい課題である。</p>
委員	<p>これは必要なことである。まちづくりというのは、プラスの部分もあるが、マイナスの部分も埋めていかなくてはいけない。基本的に、人間が生活するのに不便な所にプラスの部分を持ってきても、本末転倒である。コンパクトシティという割には、そうはいかない地域もあって、声を発信できる団体があるものの、そういう年齢なのかということそうではない。行政側からは提案はできないので、市民からの声があればしっかりと連携をするし、もちろん、声を出さなければ何もしないというわけではないがという話を、行政の方と何度かしたことがあった。行政側からは提案できないと一線を引くべきではないと思うので、その辺の状況を確認させていただきたい。</p>
議長	<p>地域から声を上げられないとすれば、誰かが声を聴きにいかなければならない。そうしないと問題が吸い上げられない。</p>
委員	<p>細かな問題が積み重なり、大きな問題になっている部分もたくさんある。</p>

議長	事務局側からは何かあるか。
事務局	<p>だからこそ共創を進めていく。公民連携と言いながらも、やや一方的だったり、会話が足りていなかったというのが、ご指摘だと思うが、それをこういった条例で理念的に共有していくことによって、声を上げにくかった方の声を吸い上げるということも含めて、市として共創といった方向性をまず打ち出していく、そして個別の事業をこの理念に基づいて展開していく。</p> <p>また、まちづくりについて、プラスの面だけじゃなく、マイナスの面もあるという話があったが、この第15条において、課題の解決をまず位置付け、課題の解決と共にこれからの新しい共創を進めていく。</p>
委員	<p>今まであったような団体が崩壊してくる。例えば、自治会であっても人が減って存続できない、回覧板が回らないという状況もある。いざ住んでみたら、情報共有が全然できない、インターネットでもそうはいかない。そのような細かいことが、まちづくり団体と自治会、町内会等が、リンクできているかということ、なかなかできていない。大きな派手なまちづくりではないが、その辺も考えてほしい。</p>
議長	<p>こういった課題も、共創という枠組の中で、何かしらうまくいった事例があった場合に、その事例を広く、市民で公開して共有していくことも必要である。</p>
委員	<p>介護保険の中で、全市的な地域包括ケア推進会議があって、地区センター圏域の7地区に中地域ケア会議があり、それをまた細分化して、字ごとの地域別に小地域ケア会議というものがある。先ほどの隠れたニーズなど、小地域から中地域に上げていただいて、中地域から全市的な会議に上げていく仕組みというのは、すでに福祉の分野、介護の分野では行われているため、それを参考にすればよりよいものができるのではないかと思う。</p>
議長	<p>違う分野の様々な知見、経験を活かすということを紹介いただいた。</p>
委員	<p>資料2の第4章の情報の共有についての質問である。現在も、市は、広報いわき、その他掲示物・回覧物、ウェブも含めて提供している。十分か不十分かはそれぞれ感じる部分はあるかと思うが、今以上に何かするののか、あるいは、現状何か足りないから新たに何かしようとしているのか。様々な市民の方々から意見を聞く機会があり、たくさんの方々のまちづくり、子育て支援、その他の会議が設けられているが、これら以外に、また何か聴く機会を設ける、あるいは何か新しいことを考えているのか。現在、地区の区長、組長、民生委員を、無償で行っている方々たくさん</p>

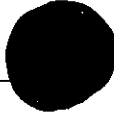
	<p>いるが、一部で区長、組長が機能していない地域がある。頼まれているからやっけていて、回覧板すら回らない状況もあり、そういう部分に市から補助的な支援を行って機能させていくことも、ここに含まれるのかどうか。</p>
<p>議長</p>	<p>情報の共有というのは今までもやってきたが、それが機能していない部分がある。その中で、今回の提案されている「情報の共有」というのは何か新しいものが含まれているのかということ。従来の情報共有より高度な、基本的なミッションやパッションの共有というように言い換えて説明されているが、今の質問はどちらかと言うと機能していない部分についてはどうするのかという質問だと思うがいかがか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の条例については、すべてこれから新しくすることを規定しているわけではなく、まちづくりの基本的な考え方も含めて基本条例としている。基本条例を制定して、その条例に基づいて、具体的に何をやるかということが重要になってくるという認識の中での質問だと思うが、条例に基づいて、具体的な取り組みとして不足しているものがあれば、具体的な施策としてこれから作り上げていく。</p>
<p>事務局</p>	<p>条例という枠組みの中で、一定の制約があるものの、今やっていることをしっかり忘れないように書く、あるいはこれからの方向性の新しい地平を開いていくために書くものである。具体的に、ここから先に何を進めていくかが大事で、地域の課題もたくさんある、主体の問題もある、情報の行き届きが十分かという問題もある。この条例の先にあるこれからやっていかなければいけない様々な課題を、「今はそこじゃなくて条例だから」となってしまうと先に行かないので、ぜひ、先ほどの都市計画の問題、あるいは自治会の問題、中山間地の問題、そういうご意見を、この条例を作るにあたって、先にこういうことをやっていこうというご意見を皆さんからいただいて、我々はしっかり受け止めさせていただきたい。また、市全体の組織、これは何と言っても市の組織の風土が変わっていかないと、今までも皆さんおっしゃっているが、市の職員は様々である。はっきり申し上げて、新しい課題にどんどん飛び込んでいこうとする部署もあれば、縦割り式にこだわる部署もある。全体として前を向いていかないと、どんな条例を作っても意味がないため、ぜひ、この場でお気付きの点やご提案など、まちづくり全体をカバーする条例であるため、それは個別だからと言わずにご提案いただき、我々が先に向けての個別の提案、解決方法に結び付けていきたいと思う。</p>
<p>議長</p>	<p>情報共有というのは難しい問題で、いくら情報提供しても相手側にそれを必要とするニーズがなければなかなか入ってこない。今回、ここで強調されているのは、その情報共有のために、その前にある問題意識の</p>

	共有など、そういうことの重要性をここで指摘していただいていると思う。
委員	共創というと、協奏や競争、音楽や体育、競争力のある都市や企業という意味も含んだ上で、共創というネーミングにされたのか。
事務局	そういうことではなかったが、確かに、競争の「競う」ということは必要だと感じた。共有していくツールとして有効であると思う。
議長	最近、コンペティションの競争とコラボレーションの共創の2つの意味を合わせてタイトルに使うことはある。
事務局	昨年度、改定した後期基本計画の理念として、「共創」を打ち出しており、この考え方を新しい条例のコアにするのがいいだろうということとなり、この共創を使っている。
委員	総合戦略の人と地と産業と全部あると思うが、これとリンクしているとあるが、基本的な条例が実際リンクしているのは、いわき市民総参画プロジェクトのことなのか。
事務局	いわき市民総参画プロジェクトに条例を作るということが記載されており、これに基づいて作っているが、内容は総合戦略全体にリンクしている。
委員	要するにこれを見ると、人の流れや、行政で連携して循環していこうという仕組みづくりと言うと、確かにこの部分で十分だと思うけれども、これ全体で産業等を入れてしまうと、この条例一つでは枠組みは大変なのではないかと思った。
議長	皆さんの活発な質疑に感謝する。次回は、今回いただいた意見を反映させた基本条例の修正案を示していただけることとなっている。

以上

以上の議事録が正確であることを証するため、次に署名押印する。

平成 28 年 12 月 1 日

議事録署名人 西口 美津子 

平成 28 年 12 月 5 日

議事録署名人 長谷川 祐一 